

法務委員会 議録 第二十八号

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事北川 定務君 理事田嶋 好文君

理事田方 廣文君

角田 幸吉君 鍛冶 良作君

花村 四郎君 松木 弘君

眞鍋 勝君 山口 好一君

加藤 充君 田中 堯平君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

三月二十九日

委員今村長太郎君辭任につき、その

補欠として角田幸吉君が議長の指名

で委員に選任された。

三月二十八日

大湊簡易裁判所を田名郡町に移転の

請願(高橋英吉君紹介)(第一八二二

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

最高裁判所における民事上告事件の

審判の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第一二二

号)

平和條約第十一條による刑の執行及

び赦免等に関する法律案(内閣提出

第一一九号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二〇号)(予

○佐瀬委員長 これより会議を開きま

す。

最高裁判所における民事上告事件の

審判の特例に関する法律の一部を改正

する法律案、平和條約第十一條による

刑の執行及び赦免等に関する法律案、

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案、裁判

所職員定員法等の一部を改正する法律

案、平和條約の実施に伴う民事判決の

再審査等に関する法律案及び平和條約

の実施に伴う刑事判決の再審査等に関

する法律案を一括議題といたし、各案

について政府より提案の趣旨説明を聴

取いたします。

最高裁判所における民事上告事件

の審判の特例に関する法律の一部

を改正する法律案

最高裁判所における民事上告事

件の審判の特例に関する法律の

一部を改正する法律

最高裁判所における民事上告事件

の審判の特例に関する法律(昭和二

十五年法律第百三十八号)の一部を

次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十七年六月

一日を昭和二十九年六月一日」に

改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

平和條約第十一條による刑の執行

及び赦免等に関する法律案

平和條約第十一條による刑の執

行及び赦免等に関する法律

目次

第一章 總則(第一條-第四條)

第二章 刑の執行(第五條-第十

五條)

第三章 仮出所(第十六條-第二

十三條)

第四章 一時出所(第二十四條-

第二十七條)

第五章 赦免及び刑の軽減(第二

十八條-第三十一條)

第六章 雜則(第三十二條-第三

十七條)

附則

第一章 總則

(一)この法律の目的

第一條 この法律は、平和條約第十

一條による極東國際軍事裁判所及

びその他の連合國戰爭犯罪法廷が

科した刑の執行並びに刑を科せら

れた者に対する赦免、刑の軽減及

び仮出所が適正に行われることを

目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 平和條約 千九百五十一年九

月八日にサン・フランシスコ市

で署名された日本國との平和條

約をいう。

二 刑 前條に定める極東國際軍

事裁判所及びその他の連合國戰

争犯罪法廷の科した刑をいう。

三 刑期 刑の期間をいう。

四 刑務所 第六條に定める巢鴨

刑務所をいう。

五 在所者 刑務所において刑の

執行を受けている者をいう。

六 委員会 法務府の外局として

置かれていて中央更生保護委員

会をいう。

七 關係國 極東國際軍事裁判所

の科した刑については、同裁判

所に代表者を出席させた國又は

これらの國の代表機關をいい、

その他の連合國戰爭犯罪法廷の

科した刑については、それぞれ

の法廷を設置して裁判を行った

國又はこれらの國の代表機關を

いう。

(行政機關)

第三條 刑の執行に関する事項は、

法務總裁が管理し、赦免、刑の輕

減、仮出所及び一時出所に関する

事項は、この法律の定めるところ

により、委員会が管理する。

(刑期の計算)

第四條 刑期が月又は年をもつて言

い渡されているときは、曆に従つ

て計算する。

第二章 刑の執行

(進擧法例)

第五條 刑の執行については、この

法律に特別の規定があるものの

ほか、監獄法(明治四十一年法律

第二十八号)中の受刑者に関する

規定を準用する。但し、千九百五

十一年七月六日に國際刑法及び刑

務委員会によつて承認された被拘

禁者の処遇に関する最低基準その

他の國際慣行を尊重するものと

する。

(刑務所)

第六條 刑の執行は、別に法律で定

める巢鴨刑務所において行ふ。

(收容の手續)

第七條 刑務所の長は、連合國最高

司令官又は關係國から、その管理

の下にある刑を科せられた者を殘

刑の執行のため引き渡されたとき

は、その者を刑務所に收容し、直

ちに、その刑の執行に着手しなけ

ればならない。

2 前項の場合において、その引き

渡された者の人違でないことを確

め、且つ、その執行すべき刑期を

確認するについては、連合國最高

司令官又は關係國から引き渡した

刑の執行に関する文書によらなけ

なばならない。

3 刑務所の長は、前項の文書を調

べた結果、その人違でないこと又

は執行すべき刑期を確認し難い相

当の理由があるときは、関係国に照会する手続をとり、且つ、その回答に従わなければならない。
(刑の執行の終了及び釈放)
第八條 刑の執行は、この法律の定めるところにより特に出所を許される場合を除くほか、刑期が満了する日まで行ふものとする。

2 刑期の満了による釈放は、刑期が満了する日の午後六時までに進行する。
(未決日数の算入)
第九條 戦争犯罪の嫌疑により抑留され、又は拘禁された未決日数は、全部刑期に算入する。

2 前項の未決日数については、確實な資料がないときは、刑務所の長は、関係国に照会する手続をとり、これを明らかにしなければならない。
(病院移送)
第十條 刑務所の長は、在所者が精神病、伝染病その他の疾病にかかり、それが重病であつて刑務所において適当な治療を行うことができないと認めるときは、期間及び条件を定めて、その者を病院に移送することができる。

2 前項の規定により病院に移送した者は、在所者とみなす。
(善行特典)
第十一條 有期の刑について、在所者及び仮出所中の者が善行を保持していると認められる場合には、善行特典を與えるものとする。

2 善行特典は、左の各号の定めるところにより、刑期満了の日を繰り上げる。
1 刑期六月以上一年未満の者に

ついで、一月を経過すること
に五日
二 刑期一年以上三年未満の者については、一月を経過すること
に六日
三 刑期三年以上五年未満の者については、一月を経過すること
に七日
四 刑期五年以上十年未満の者については、一月を経過すること
に八日
五 刑期十年以上の者については、一月を経過すること
に十日
3 前項の規定により刑期満了の日が繰り上がるべき期間を計算する場合において、さらに一月を経過するも同項の規定により繰り上がるべき日数を余さないこととなつたときは、一月を三十日とみなして同項各号に定める割合で、刑期満了の日を繰り上げる。この場合において、繰り上げるべき期間に一日に満たない端数を生じたときは、これを一日に切り上げるものとする。

4 前二項の規定により刑期満了の日を繰り上げるべき期間が三十日以上となつたときは、三十日ごとにこれを一月とする。
5 第二項及び第三項の規定の適用については、継続して執行すべき以上の刑があるときは、合算した刑期により、同時に執行すべき以上の刑があるときは、最も長い刑期による。
6 善行特典は、戦争犯罪の嫌疑により抑留され、又は拘禁された未決の期間並びに連合国最高司令官又は関係国によつてなされた刑の執行の期間及び仮出所の期間についても與えるものとする。刑の軽減により有期の刑に変更された場合においては、変更前の拘禁又は刑の執行の期間についても、同様とする。
7 刑期が変更された場合においては、刑期満了の日が繰り上がるべき期間の計算については、さかのぼつて変更後の刑期によるものとする。
(善行特典のはく奪及び回復)
第十二條 刑務所の長は、在所者が刑務所の規則に違反したときは、その在所者につき前條の規定により刑期満了の日が繰り上がった期間の全部又は一部をはく奪することができる。

2 刑務所の長は、前項の規定によりはく奪した期間について、その後の情状により、その全部又は一部を回復することができる。第二十二條第四項及び第二十七條第一項の規定により失つた期間についても、同様とする。
(執行に関する疑義)
第十三條 在所者は、刑の執行に關し疑義があるときは、法務總裁にこれをたたすことができる。
(在所者の逃亡)
第十四條 在所者が逃亡したときは、刑務所の長は、收容状を発するものとする。
(收容状)
第十五條 收容状は、收監状と同一の効力を有する。
2 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中收監状の執行に関する

規定を準用する。但し、その執行は、刑務所の長が指揮し、法務府事務官が行ふものとする。
3 警察官又は警察吏員は、刑務所の長の依頼により、收容状の執行をすることができる。
第三章 仮出所
(適格性)
第十六條 刑期のうち左の期間を経過し、且つ、刑務所の規則を遵守している在所者は、仮出所の適格性を有する。
一 刑期四十五年未満の者については、刑期の三分の一
二 刑期四十五年以上の者又は刑期が終身にわたる者については、十五年
2 前項の刑期については、第十一條第五項の規定を準用する。
(申請)
第十七條 仮出所の適格性を有する在所者が仮出所の審理を受けようとするときは、刑務所の長を経由して委員会に対し、この規則の定めるところにより、文書をもつて仮出所の申請をしなければならぬ。

2 前項の申請書には、左の事項を記載しなければならない。
一 居住予定地、居住した場合の同居者、その者との関係並びにその者の健康、職業及び経済状態
二 戦争犯罪にとわれた事実、共犯者との関係及びしやく量すべき情状
三 拘禁を受けた期間並びに施設の名稱及び所在地
四 その他仮出所の審理に参考となるべき事項
3 在所者が心身の故障によりみづから仮出所の申請書を作ることができないときは、刑務所の長又はその指名する所属の職員は、委員会の規則の定めるところにより、これを代書することができる。
4 刑務所の長は、仮出所の申請書が差し出されたときは、すみやかに、これを意見を附し、その者にかかる判決書の写及び在所中の成績その他刑の執行の経過の概要を記載した報告書を添えて、委員会に進達しなければならない。
(願出)
第十八條 仮出所の適格性を有する在所者の親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその者の仮出所の審理について願出をすることができる。
2 前項の願出書が刑務所に差し出されたときは、刑務所の長は、直ちに、これを委員会に進達しなければならない。
(審理)
第十九條 委員会は、仮出所の申請書を受理したときは、まず、申請書及び第十七條第四項の書類を調査して、その在所者が仮出所の適格性を有するか否かを判別しなければならない。
2 前項の場合において、委員会は、在所者が仮出所の適格性を有しないと認めるときは、決定をもつて申請を却下し、仮出所の適格性を有すると認めるときは、審理を開始しなければならない。

3 仮出所の審理に當つて、申請書、願出書、報告書その他委員会に提出された資料のみによつては、当該事案につき判断の基礎とならざる事実関係を明らかにすることができないときは、委員会は、申請者、願出者その他の関係者について調査を行い、又は特に必要があるときは関係者に照会する等資料の補充に努めなければならない。

4 委員会は、審理の結果に基づいて、当該事案が平和條約第十一條に定める勧告の手續をとることを相当とするか否かについて決定をしなければならない。

5 前項の場合において、勧告の手續をとることを相当とする旨の決定をしたときは、委員会は、これを法務総裁に報告しなければならない。

(処分)
第二十條 委員会は、平和條約第十一條に定める日本国の勧告及び関係国の決定によつて在所者の仮出所を許すことができるに至つたときは、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、仮出所の処分をし、その他これに必要な手續をとらなければならない。仮出所の処分をするに當つては、仮出所を許される者が仮出所中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

(保護監督)
第二十一條 仮出所を許された者は、刑期が満了するまで、委員会の監督の下で、保護監督に付する。

2 犯罪者予防更生法(昭和二十四

年法律第百四十二号)第三十二條、第三十三條第二項、第三十四條から第三十六條まで及び第三十九條から第四十一條までの規定は、仮出所の処分の実施及び保護監督に準用する。

(処分の取消)
第二十二條 仮出所の処分は、仮出所中の者が逃亡し、又は遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、取り消すことができる。その情状が重いと認め、及び仮出所の処分が虚偽の陳述に基いてなされたことが明らかとなつたときは、取り消さなければならない。

2 仮出所の処分の取消は、委員会が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に當つては、仮出所中の者が逃亡した場合を除き、その者に委員会又はその指名する委員の面前で弁解する機会を與えなければならない。

4 仮出所の処分が取り消されたときは、その者は、善行特典の日数の全部を失ふものとし、且つ、仮出所中の日数は、刑期に算入しない。

5 委員会は、仮出所の処分を取り消したときは、直ちに、その旨を刑務所の長に通知しなければならない。

6 刑務所の長は、前項の通知を受けた場合において必要と認めるときは、收容状を発するものとする。

(仮收容)
第二十三條 委員会は、仮出所中の者が前條第一項に該当することを疑ふに足りる十分な理由があるとき

きは、仮出所の処分を仮に取り消して、仮收容状を発することができる。

2 前項の仮收容状は、委員会の委員の指揮により、保護観察官又は法務府事務官が執行する。

3 警察官又は警察吏員は、委員会の依頼により、仮收容状の執行をすることが出来る。

4 仮收容状の執行を受けた者は、監獄その他適當な施設に收容することが出来る。但し、その期間は、十日をこえてはならない。

5 委員会は、前項但書に定める期間中であつても、收容の必要がないと認めるときは、直ちに、本人を釈放しなければならない。

6 仮收容の期間は、刑期に算入する。

第四章 一時出所
第二十四條 委員会は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、特に必要があると認めるときは、決定をもつて、期間を定め、在所者の一時出所を許すことができる。但し、第一号又は第二号に掲げる者の危篤に際し一時出所を許された者の、その後六月以内における同一人の死亡又は危篤を理由とする一時出所は、この限りでない。

一 在所者の父母、配偶者又は子が死亡したとき、又は危篤であるとき。
二 在所者の未成年の子を現に扶養し、又は監護する者が死亡したとき、又は危篤であるとき。
三 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、在所

者又はその近親の住居及び家財が破壊され、又は滅失したため、在所者本人が向うかなければその後始末ができない窮状にあるとき。

2 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

(願出)
第二十五條 在所者又はその親族、知友その他の関係者は、委員会に對し、その規則の定めるところにより、文書をもつて一時出所の願出をすることが出来る。

2 前項の願出書には、左の書類を添付しなければならない。
一 前條第一項第一号又は第二号の事由に基く願出については、その死亡又は危篤の事実並びにその状況(危篤の場合には、その症状及び回復の見込に關する意見を含む)を記載した医師の診断書、検査書又は死亡証書
二 同項第三号の事由に基く願出については、その災害並びにこれによる住居及び家財の被害の状況を明らかにし、且つ、その後始末のために在所者本人が向うて来なければならない窮状にあるか否かについての意見を附した当該市町村長又はその代理者の証明書

(誓約及び同伴)
第二十六條 委員会は、在所者の一時出所を許すときは、その者が一時出所中遵守すべき事項を定めて誓約させ、且つ、保護観察官及び法務府事務官のうちからその者の監督に適當な者を選んでこれに同

伴させ、その他監督上必要な措置をとらなければならない。

(遵守事項違反等)
第二十七條 一時出所中の者が逃亡し、又は遵守事項を遵守しなかつたときは、委員会は、決定をもつて善行特典の日数の全部又は二部をなくするものとする。

2 委員会は、前項の決定をしたときは、その旨を刑務所の長に通知しなければならない。

3 第二十二條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、一時出所の取消に準用する。

4 一時出所の処分が取り消されたときは、一時出所中の日数は、刑期に算入しない。

5 前條の同伴に當る保護観察官又は法務府事務官は、本人が逃亡しようとし、又は遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ふに足りる十分な理由があるときは、直ちにその者を刑務所に連れ戻すことができる。

第五章 赦免及び刑の輕減
(適格性)
第二十八條 在所者及び仮出所中の者は、すべて、赦免又は刑の輕減の審理を受けることができる。

(申請及び願出)
第二十九條 在所者又は仮出所中の者が赦免又は刑の輕減の審理を受けようとするときは、在所者は刑務所の長を経由して、仮出所中の者は直接、委員会に對し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその申請をしなければならない。

2 在所者又は仮出所中の者の親

十一條に定める日本国の勸告及び
關係国の決定によつて在所者又は
仮出所中の者の赦免又は刑の軽減
を許すことができるに至つたとき
は、すみやかに、委員会の規則の
定めるところにより、赦免又は刑
の軽減の処分をし、その他これに
必要な手続をとらなければなら
ない。

第六節 雜則
(記録等の請求)
第三十二條 委員会は、この法律に
よつてその権限に属せしめられた
事項の調査について必要があると
きは、刑務所その他の公務所に對
し、記録、書類、意見書及び報告
書の提出を求めることができる。
(書類の整備及び連絡)
第三十三條 關係国に對する連絡通
報を迅速且つ円滑に行うため、法
務總裁は、刑の執行に関する書類
を、委員会は、赦免、刑の軽減、仮
出所及び一時出所に関する書類を
常に整備しておかなければなら
ない。

第三十條 委員会は、赦免又は刑の
軽減の申請書又は願出書を受理し
たときは、審理を開始しなければ
ならない。刑務所の長から文書を
もつて申出があつたときも、同様
とする。

2 委員会は、赦免又は刑の軽減に
ついで、申請、願出又は申出がな
い場合でも、必要と認めるとき
は、職権により審理を開始するこ
とができる。

3 同一の在所者又は仮出所中の者
にかかる赦免又は刑の軽減につい
て、申請、願出又は申出が二以上あ
るときは、なるべく、これを併合
して審理しなければならない。

4 赦免又は刑の軽減の審理に當つ
ては、委員会は、刑務所に照會し
て本人にかかる判決書の写及び在
所中の成績その他刑の執行の経過
の概要を記載した報告書を取り寄
せるほか、刑務所の長の意見を徴
し、且つ、本人の意向を確めなけ
ればならない。

5 第十九條第三項から第五項まで
の規定は、赦免及び刑の軽減の審
理に準用する。

(処分)
第三十一條 委員会は、平和條約第

三 在所中の行状及び成績に關す
る書類
四 仮出所中の行状を明らかにす
る書類
五 仮出所の際に本人に誓約させ
るべき遵守事項及び本人に交付
すべき仮出所証書案の写
六 医師の診断書又は公務所の証
明書等本人又はその家庭の現況
を明らかにする証明書の写又は
その要旨を記載した書類
七 その他参考となるべき情報書
類

刑務所の長の報告書並びに當
該処分に関する刑務所の長の意
見書の写又はその要旨を記載し
た書類
四 仮出所中の行状を明らかにす
る書類
五 仮出所の際に本人に誓約させ
るべき遵守事項及び本人に交付
すべき仮出所証書案の写
六 医師の診断書又は公務所の証
明書等本人又はその家庭の現況
を明らかにする証明書の写又は
その要旨を記載した書類
七 その他参考となるべき情報書
類

一 入所
二 出所
三 病院への移送及び病院からの
復所
四 死亡
五 逃亡
六 死亡
七 逃亡

一 赦免
二 刑の軽減
三 仮出所及びその取消
四 一時出所及びその理由並びに
一時出所の取消
五 刑期の満了

第三十八條 この法律は、平和條約
の最初の効力発生の日から施行す
る。
(この法律の適用)
第三十九條 この法律は、この法律
の施行後關係国から殘刑の執行の
ため日本国の管理に移された者
についても、適用があるものとす
る。
2 第九條及び第十一條の規定は、
關係国の同意がないときは、当該
關係国が設置した連合國戰爭犯罪
法廷によつて刑を科せられた者
については、適用しない。
3 この法律中仮出所及び一時出所
に関する規定は、この法律の施行
の際連合國最高司令官又は關係国
によつて仮出所又は一時出所を許
されている者及びこの法律の施行
後關係国から仮出所による保護監
督の実施のため日本国の管理に移
された者についても、適用する。
この場合において、連合國最高司
令官又は關係国が定めた仮出所の
期間その他の事項で、この法律に
これに相當する事項に関する規定
のあるものは、この法律によつて
定められた事項とみなす。
(法務府設置法の一部改正)
第四十條 法務府設置法の一部を次
のように改正する。
第一條第三項中「その他法務に
關する事項、」の下に「平和條約第
十一條による刑の執行及び赦免等
に関する法律（昭和二十七年法律
第一号）の規定による刑の執行及び
赦免等に関する事項、」を加える。
第七條第二項中第五号の次に次
の一号を加える。

附則
(施行期日)

六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第十三條の六を第十三條の七とし、以下第十三條の十三まで一條ずつ繰り下げ、第十三條の五の次に次の一條を加える。

第十三條の六 極東國際軍事裁判所及びその他の連合國戰爭犯罪者に對する刑を科せられた者を收容するため、法務總裁の管理に屬する巢鴨刑務所を置く。

巢鴨刑務所は、これを東京都に置く。

巢鴨刑務所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の十四に改める。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「吉田簡易裁判所」を「富士吉田簡易裁判所」に、「板倉中津簡易裁判所」を「中津川簡易裁判所」に、「柳河簡易裁判所」を「柳川簡易裁判所」に、「富島簡易裁判所」を「日向簡易裁判所」に、「土庄簡易裁判所」を「淵崎簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「東京都西多摩郡青梅町」を「東京都青梅市」に、

「千葉縣香取郡佐原町」を「佐原市」に、「山梨縣南都留郡下吉田町」を「富士吉田市」に、「兵庫縣保保郡龍野町」を「龍野市」に、「愛知縣西加茂郡拳母町」を「拳母市」に、「岐阜縣惠那郡中津川町」を「中津川市」に、「福井縣越前郡小浜町」を「小浜市」に、「岡山縣浅口郡玉島町」を「玉島市」に、「福岡縣山門郡柳河町」を「福岡縣山門郡柳川町」に、「宮崎縣東臼杵郡富島町」を「日向市」に、「秋田縣北秋田郡大館町」を「大館市」に、「秋田縣平鹿郡横手町」を「横手市」に、「香川縣小豆郡土庄町」を「香川縣小豆郡土庄町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷保村」を「国立町」に改め、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩郡の内」を「青梅市の内」に改め、「青梅町」、「霞村」及び「調布村」を削り、同表千葉簡易裁判所の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Prefecture (千葉), City/Town/Village (千葉市内, 市原郡, 千葉葉郡)

同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「八木村」及び「新川村」を削り、「布佐町」を「布佐町 鎌ヶ谷村」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷村」及び「千葉縣の内」を削り、「津田沼町 二宮町 大和田町 豊富村 陸村」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「山辺村 瑞穂村」及び同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「東條村」を削り、同表佐原簡易裁判所の管轄区域の欄中「香取郡の内」を「香取郡の内」に改め、「佐原町」、「香取町」、「東大戸村」、「香取町」、「豊浦村 神里村」及び「森山村」を削り、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊賀村」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「前橋市」を「前橋市 北群馬郡」に改め、「北群馬郡の内」を削り、古春村 駒寄村 明治村 桃井村 伊香保町 金島村 小野上村 長尾村 白郷井村」を削り、同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「六郷村」を削り、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「島田市」を「島田市 榛澤市」に、同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐久間村」を「佐久間村 水窪町 城西村」に改め、同表小笠原簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び「在家塚村」を削り、「平林村」を「平林村 巨摩町」に改め、同表大月簡易裁判所の管轄区域の欄中「大目村」を削り、同表吉田簡易裁判所の項中「吉田」を「富士吉田」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「南都留郡の内」を「富士吉田市 南都留郡の内」に改め、「下吉田町 富士上吉田町 明見町」を削り、同表上野原簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹波山村」を「丹波山村 大目村」に、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「長野市 上水内郡 上高井郡」を削り、「長野市 上水内郡 松代町 西條村 上高井郡 寺尾村」に改め、同表屋

代簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科郡」を「埴科郡の内」に改め、同表埴科郡の内「坂城町 戸倉町 埴生町 南條村 中之條村 五加村 枕瀬下村 森村 倉科村 兩宮村」に改め、同表三條簡易裁判所の管轄区域の欄中「井栗村」を削り、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「古志郡」を「古志郡 三島郡」に改め、「三島郡の内」を削り、日越村 王寺川村 関原町 宮本村 大積村 深才村 日吉村 黒川村 脇野町 桐島村 大津村 與坂町 寺泊町 大津津村 出雲崎町 西越村 島田村」を削り、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島郡の内」を削り、「片貝町 來迎寺村 岩塚村」を削り、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「守口市」を削り、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「狭山村 日置莊村」を削り、「日置莊町」に、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「道明寺村」を「道明寺町」に改め、同表宮津簡易裁判所の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Prefecture (宮津), City/Town/Village (京都府の内, 與謝郡)

同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「河守町 河守上村 有路上村 有路下村 河西村 河東村」を削り、「大江町」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区

「道場町、八多町及び大沢町を除く」に改め、同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表宝塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「小浜村」を削り、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「有馬郡の内」を削り、同表有馬郡の内「道場町 八多町 大沢町」に改め、「道場村 山口村 八多村 大沢村」を削り、同表竜野簡易裁判所の管轄区域の欄中「揖保郡」を「竜野市 揖保郡」に、同表相生簡易裁判所の管轄区域の欄中「相生市」を「相生市 赤穂市」に改め、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「大安寺村」及び「東市村」を削り、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「下津町」を「下津町 東野上町 北野上村 中野上村 南野上村 小川村 上野野村 下野野村 長谷毛原村 猿川村 真園村 細野村 志賀野村」に改め、「那賀郡の内」を削り、「北野上村 中野上村 南野上村 小川村 上野野村 下野野村 長谷毛原村 猿川村 真園村 細野村 志賀野村」を削り、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「端場村」及び同表愛知簡易裁判所の管轄区域の欄中「水野村」を削り、同表愛知簡易裁判所の管轄区域の欄中「鬼崎村」を削り、同表津島簡易裁判所の管轄区域の欄中「西加茂郡」を削り、「拳母市 西加茂郡」に改め、同表御嵩簡易裁判所の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Prefecture (宮津), City/Town/Village (京都府の内, 與謝郡)

同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「河守町 河守上村 有路上村 有路下村 河西村 河東村」を削り、「大江町」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区

同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「河守町 河守上村 有路上村 有路下村 河西村 河東村」を削り、「大江町」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区

Table with 2 columns: Prefecture (宮津), City/Town/Village (京都府の内, 與謝郡)

同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「河守町 河守上村 有路上村 有路下村 河西村 河東村」を削り、「大江町」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区

御高 岐阜県の内

可兒郡 加茂郡

同表岐阜中津簡易裁判所の項中「岐阜中津」を「中津川」に、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「織田村 萩野村 常磐村」を「織田町」に、同表小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「遠敷郡」を「小浜市 遠敷郡」に、同表輪島簡易裁判所の管轄区域の欄中「諸岡村」を「諸岡村 町野町」に改め、同表石川飯田簡易裁判所の管轄区域の欄中「町野町」を削り、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「高岡市」を「高岡市 新湊市」に改め、「国吉村」を削り、同表出町簡易裁判所の管轄区域の欄中「南山見村」を削り、同表安芸西條簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊野跡村」を削り、豊田郡の内を「安芸郡の内」「熊野跡村」に改め、同表大竹簡易裁判所の管轄区域の欄中「木野村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「大屋村 江田島村」を「天庇町 江田島町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「深田村」及び「同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「服部村」を削り、同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「浅口郡の内」を「玉島市」に改め、「玉島町」を削り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「帯江村 中庄村」「青生村」及び「神在村」を削り、「岡田村 川辺村」を「大備村」に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「今井村」を削り、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂村」を「郡家町」に改め、同表倉吉簡

易裁判所の管轄区域の欄中「小鴨村」「東郷村」及び「松崎村」を削り、「泊村」を「泊村東郷松崎町」に、同表柳河簡易裁判所の項中「柳河」を「柳川」に、同表武雄簡易裁判所の管轄区域の欄中「北方町」を「北方町 大町町」に改め、同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「大町町」を削り、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「相知町」を「相知町 湊村」に改め、同表呼子簡易裁判所の管轄区域の欄中「湊村」を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「時津村」を「時津町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉井村」を「吉井町」に、「福島村」を「福島町」に改め、同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵市」を「臼杵市 津久見市」に改め、「津久見町」及び「日代村 保土島村 四浦村」を削り、同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯浦町」を「湯浦町」に改め、同表鹿兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「大島郡十島村」を削り、「鹿兒島市 鹿兒島郡」を「鹿兒島市 鹿兒島郡」に改め、同表三島村 十島村」に改め、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠沙町」を「笠沙町 大浦村」に改め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「水引村」を削り、同表富島簡易裁判所の項中「富島」を「日向」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「東臼杵郡の内」を「日向市 東臼杵郡の内」に改め、「富島町 岩脇村」を削り、同表石巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「桃生郡の内」を「本吉郡の内」「十三浜村」に、同表気仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄

中「鹿折村」を「鹿折町」に改め、同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「十三浜村」を削り、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「盛岡市 岩手郡 紫波郡」を「盛岡市 岩手郡 田山村 荒沢村」に、同表三戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡」を「二戸郡の内」一戸町 浄法寺町 爾藤体村 浪打村 島海村 小島谷村 姉金田一村 斗米村 石切」に、同表久慈簡易裁判所の管轄区域の欄中「種市村」を「種市町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「天王村」を「天王町」に、同表大館簡易裁判所の管轄区域の欄中「北秋田郡」を「大館市 北秋田郡」に改め、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「平鹿郡の内」を「横手市 平鹿郡の内」に改め、「横手町」「栄村」及び「旭村」を削り、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「滝内村」を削り、同表弘前簡易裁判所の管轄区域の欄中「蔵館村」を「蔵館町」に、同表富良野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上富良野村」を「上富良野町」に、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「和寒村」を「和寒町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「興部村」を「興部町」に、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「女満別村」を「女満別町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「訓子府村」を「訓子府町」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中

「栗熊村 富熊村」を「久万玉村」に改め、同表土庄簡易裁判所の項中「土庄」を「淵崎」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村」及び「加茂村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「徳島市」を「徳島市 小松島市」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥内村」を「大内町」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

第一條 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「二百四十五人」を「二百五十九人」に改める。

第二條 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第三條 検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「六百人」を「五百七十八人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、日本国との平和條約（以下「平和條約」という。）第十七條(b)項の規定に基く民事判決の再審査等及び議定書第二項に規定する流通証券の呈示等のため期間について定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」とは、平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

三 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分当該法人その他の団体の役員が前二号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除くもの全部を有するもの。

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する營利を目的としなない法人その他の団体

(再審の訴)

第三條 連合国人が日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までに終局判決の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月

入日以後に確定した場合において、当該連合国人が、同日以後日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間の訴訟手続において、原告又は被告として事件について充分な陳述ができたときは、当該連合国人は、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生じた日から一年内に限り、その判決に対して再審の訴をもつて不服を申し立てることができる。

2 前項の再審については、同項の規定による外、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の定めるところによる。

（国の責任）
第四條 前條に定める再審の手続において同條第一項の再審の事由があることが認められた場合において、当該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、国は、その者を原判決前の地位に回復するか又はその者に對しそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済を興える責に任ずる。

2 前項の場合において、訴訟の當事者その他にその損害について責に任ずべき者があるときは、国は、これに對して求償権を有する。

3 第一項の規定による国に對する請求は、再審の終局判決が確定した日から一年内にしなければならない。

4 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

（流通証券の呈示等のための期間）
第五條 議定書C2項に規定する流通証券の呈示等のための期間は、六月とする。

附則
この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

（目的）
第一條 この法律は、日本国との平和條約（以下「平和條約」という。）第十七條(b)項の規定に基く刑事判決の再審査等について定めることを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「連合国」とは、平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 連合国の国籍を有する者
二 連合国の法令に基いて設立された法人

三 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人で、前二号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体がその株式又は持分（当該法人の役員が前二号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体の計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体が支配する營利を目的としない法人

（再審の請求）
第三條 連合国人が有罪の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間において確定した場合において、当該連合国人がその間における訴訟手続において被告人として事件について充分な陳述ができなかつたときは、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生じた日から一年内に限り、その判決に對して、当該連合国人の利益のために、再審の請求をすることができる。

（請求についての審査）
第四條 前條の規定による再審の請求を受けた裁判所は、充分な陳述ができなかつたことが原判決に影響を及ぼすか否かについて審査し、原判決に影響を及ぼすと認めらるべき相当な理由がある場合には再審開始の決定をし、その他の場合には請求を棄却する決定をしなければならない。

2 前項の決定をするには、檢察官及び再審の請求をした者の陳述を聞かなければならない。

3 裁判所は、審査のため必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

4 檢察官及び再審の請求をした者は、裁判所に押収、搜索、検証、証人尋問又は鑑定を請求することができる。

（再審の審判）
第五條 裁判所は、前條第一項の規定による再審開始の決定が確定した事件については、原判決当時の事実及び刑罰法令に基いて更に審判をしなければならない。

2 前項の場合において、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とが併合罪の関係にあるときは、前項の規定による刑の言渡と同時に、別に、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とに分けて、刑を定めて言い渡さなければならない。

3 大赦を受けた罪について言い渡された刑は、この法律に定める地位の回復又は救済の関係においてのみ効力を生ずる。

（刑事訴訟法の適用）
第六條 この法律に定める再審については、この法律の規定による外、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）又は従前の刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の定めるところによる。

（国の責任）
第七條 この法律に定める再審の手続において再審開始の理由があることが認められた場合において、当該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、国は、その者を原判決前の地位に回復するか又はその者に對しそれぞれの事情の下

において公正且つ衡平な救済を興える責に任ずる。

2 前項の規定による国に對する請求は、再審の判決が確定した日から一年内にしなければならない。

3 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

附則
この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

○本村國壽大蔵 ただいま議題になりました最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

新憲法下における最高裁判所の職責の重大性にかんがみ、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整することが必要であるというところから第七回国会において、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が制定されたのであります。この法律は、御承知の通り有効期間を施行の日から二年間と限られており、来る六月一日からその効力を失ふこととなつております。政府におきましては、この法律が臨時特例法として制定された趣旨にかんがみ、民事上訴制度全般につき、さらに検討をする必要があるものと認め、最高裁判所事務総局の協力を得て研究を重ねて参つたのであります。上訴制度を改革するたつては、下級審における手続その他民事訴訟手続の全般にわたる根本的に再検討をする必要があるとの結論に達したのであります。そこで昨年五月法制審議会にこの点につき諮問し、目下同審議

会において鋭意検討審議中でありま
す。しかし何分問題が重大でありまし
て、遺憾ながら、いまだ成案を得るに
至っていないのであります。

しかるに最高裁判所に対する民事及
び刑事の上告事件は、その後も年々増
加の一途をたどつており、民事事件に
関する最高裁判所の裁判権を調整する
必要は、右法律施行当時と少しもかわ
つておりません。

以上の事情にかんがみ、この際、最
高裁判所における民事上告事件の審判
の特例に関する法律の有効期間をさら
に二年間延長し、その間に、民事訴訟
法の改正につき成案を得るよう努力し
たいと存する次第であります。

これがこの法律案を提出した理由で
あります。何とぞよろしくお願いいた
します。

次に、ただいま上程になりました平
和條約第十一條による刑の執行及び赦
免等に関する法律案を提案することと
なりました理由及びその内容の概略に
つきまして、簡単に御説明いたします。

平和條約第十一條は、わが国が、同
條約の発効後において、いわゆる戦犯
者に対する刑を執行すべき旨を定め、
かつこれらの者に対する赦免、刑の軽
減及び仮出所については、これに関す
る日本國の勧告と關係連合國側の決定
とを待つて行へべき旨を規定いたして
おりますので、この規定の趣旨にのつ
たり、戦犯者に対する刑の執行並びに
赦免、刑の軽減及び仮出所を適正に行
うための法律を制定し、平和條約の発
効と同時にこれを施行しなければなら
ぬわけでありませぬ。これがこの法律案
提案の根本的な理由であります。

して、順を追つて御説明申し上げるこ
とをいたします。

第一に、この法律案に規定された事
項を実施する行政機関をいたしまし
て、行政組織法上の権限の分配を考慮
し、刑の執行に関する事項につきまし
ては法務総裁とし、赦免、刑の軽減、
仮出所及び一時仮出所に関する事項に
つきましては、法務府の外局である中
央更生保護委員会が管理するものと
いたしておるのであります。

第二、刑の執行につきましては、集
鴨刑務所においてこれを行うものと
し、その準拠法例として、この法律案
に規定するものほか、監獄法中の受
刑者に関する規定を準用することと
し、あわせて國際刑法及び刑務委員
会による被拘禁者の処遇に関する最低基
準その他の國際慣行を遵守するものと
いたしておるのであります。この國際
慣行を尊重するという趣旨から、従来
行われておりました未決日数の算入、
在所者の病院移送、有期の刑の在所者
及び仮出所中の者について善行を保持
していると認められる場合の善行特典
制度の適用等に関する規定を設けてお
るのであります。もつとも、このうち
未決日数の算入及び善行特典制度は、
刑の執行の段階に関するものではあり
ますが、一面恩典的な色彩を持つもの
であることにかんがみまして、關係國
の同意を得て、適用することとしたし
ておるのであります。また將來方一在
所者が逃亡したときは、国内犯ではあ
りませぬので、逃走罪は成立しないこ
とをいたし、收監状に相当する收容状
が刑務所の長から発せられ、連れもど
すことになつております。

第三に、仮出所につきましては、刑
期の三分の一または刑期四十五年以上
及び終身刑のものについては十五年を
経過し、かつ刑務所の規則を遵守して
いる在所者はその適格性を有するもの
とし、本人の申請または親族、知人その
他の關係者の願出により、委員会がま
ず仮出所の適格性の有無を判別した後
審理し、審理の結果勧告を相当とする
ときは、政令の定むるところにより、
平和條約第十一條による勧告の手続を
とり、これに対する關係國の決定を待
つてその処分を実施するのでありま
す。仮出所中のものは、犯罪者予防更
生法中の關係規定の准用による保護監
督に付し、その者の逃亡または遵守事
項の違反があつたときは、委員会の決
定をもつて仮出所を取消し、または取
消することができるとし、その決定
をするために仮出所をかりに取消して
仮收容状を発することができるとし、
しては、一時出所と申しますのは、
従来の國際慣行において行われていた
ところでありまして、委員会が在所者
またはその親族、知人その他の關係者
の願出により、在所者の父母、配偶者ま
たは子の死亡、危篤等の特別の事由が
あるとき、期間を定め、かつ、同伴者
をつけて一時帰すことが許されること
にしては、この趣旨であります。

第五に、赦免及び刑の軽減につきま
しては、在所者及び仮出所中の者の申
請、その親族、知人その他の關係者の
願出、刑務所の長の申出又は委員会の
職権により、おおむね仮出所と同様の
手続で委員会が審理を行い、勧告を相
当とするときは勧告の手続をとり、こ
れに対する關係國の決定を待つて処分
を実施するのであります。

第六に、この法律の施行に必要な事
項は、政令、法務府令または委員会の
規則で定めるものといたしておるので
あります。これは、この法律には、基
本的な事項を規定し、それに伴う手続
その他の細目は、これを政令以下にゆ
ずることとしたわけでありませぬ。

なお、冒頭にも申し述べましたよう
に、この法律は、平和條約の発効と同
時に施行する必要がありませぬので、附
則においてその旨を明らかにすると
も、施行に關連して必要とされる法
務府設置法の一部改正等についての所
要の規定を設けておるのであります。

以上が提案の理由及び内容の概略で
あります。何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに御可決あらんことをお願いいた
します。

ただいま議題となりました下級裁判
所の設立及び管轄区域に関する法律の
一部を改正する法律案につきまして、
提案の理由を説明いたします。

改正の要点は、次の三点でありま
す。第一点は、土地の状況及び交通の
便否等にかんがみまして、簡易裁判所
の管轄区域を変更することでありま
す。すなわち市川簡易裁判所管内の千
葉東葛飾郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判
所の管轄に、市川簡易裁判所内の千葉
千葉郡津田沼町、大和田町、豊富村、陸
村及び二宮町を千葉簡易裁判所の管轄
に、大月簡易裁判所管内の山梨県北都
留郡大目村を上野原簡易裁判所の管轄
に、墨代簡易裁判所管内の長野県埴科
郡松代町、西條村、豊栄村及び寺尾村
を長野簡易裁判所の管轄に、小千谷簡
易裁判所管内の新潟県三島郡片貝町、
来迎寺村、岩塚村及び塚山村を長岡簡
易裁判所の管轄に、神戸簡易裁判所管
内の神戸市兵庫区道場町、入多町及び
飯田簡易裁判所管内の石川県鳳至郡野
野町を輪島簡易裁判所の管轄に、呼子
簡易裁判所管内の佐賀県東松浦郡深村
を唐津簡易裁判所の管轄に、大角簡易
裁判所管内の佐賀県杵島郡大町町を武
雄簡易裁判所の管轄に、志津川簡易裁
判所管内の宮城県本吉郡十三浜村を石
巻簡易裁判所の管轄に、二戸簡易裁判
所管内の岩手県二戸郡田山村及び荒沢
村を盛岡簡易裁判所の管轄にそれぞれ
変更しようとするのであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地また
はその名称の変更による庁名の改称で
あります。すなわち、高松地方裁判所
管内の土庄簡易裁判所を庁舎の都合に
より、同郡の洲崎村に移転し、これを洲
崎簡易裁判所と改称し、また、簡易裁
判所の所在地の改称により、吉
田簡易裁判所を富士吉田簡易裁判所
に、岐阜中津簡易裁判所を中津川簡易
裁判所に、柳河簡易裁判所を柳川簡易
裁判所に、富島簡易裁判所を日向簡易
裁判所に改称しようとするものであり
ます。

以上第一点及び第二点につきまして
は、いずれも地元町村、關係官公署、
地元弁護士会等の意向を十分しんじや
くして、最高裁判所とも協議して決定
したものであります。

第三点は、市、町、村その他の行政
区画に変更のあつたことに伴うこの法
律の別表の改正であります。すなわ
ち、従前の市、町、村が合併または分
離して、新たに市、町、村ができ、ま
た、市町村の一部が他の市町村に編入さ
れる等裁判所の管轄区域の基準となつ
た行政区画に変更のあつたもの等につ

きまして、この法律の別表を改正しよ
うとするものであります。

以上簡便ではあります、この法律
案の要点について御説明申し上げます。
た。何とぞよろしくお願いいたしま
す。

ただいま議題となりました裁判所職
員定員法等の一部を改正する法律案の
提案理由を御説明申し上げます。

まず裁判所職員定員法に関する改正
について申し上げます。今回の改正
は、裁判官以外の裁判所事務官の定員を
八十四人増員しようとするものであり
まして、その内訳は裁判所事務官およ
び原告合計七十人、裁判所技官および看
護婦合計十四人となっておりますが、

このうち、裁判所事務官及び看護婦の増員
は、最近の事情にかんがみまして、事
件の審理の際における法廷内外の體態
を保持するための方法として、裁判所
事務官及び看護婦をして、特に必要を認め
た場合、裁判所の長の監督のもとに、
裁判所構内における警備に当らせ、あ
るいは裁判長の指揮を受けて法廷にお
ける秩序維持に必要な命令の実施等を
担当させるためのものであり、また技
官および看護婦の増員は、家事審判事
件、少年事件その他の家庭裁判所の事
件の処理におきましては、医師としての
技官及び看護婦の医学的見地からの
調査がきわめて重要でありまして、こ
の種の職員は、この際特に必要
な事と考えられますので、いまだその
配置のない家庭裁判所にこれを新たに
配置するためのものであります。

次に、前回の国会におきまして、成
立を見ました裁判所職員定員法等の一
部を改正する法律に関する改正であり
ますが、この法律の附則第三項におき

ましては、同法律により裁判所職員の
定員が縮減されたことにより不利益な
取扱を受ける裁判所職員につきまし

ては、国家公務員法に定める審査請求
に関する規定を準用しないこととなつ
ておるのであります。この点は、御承
知の通り、行政機関職員定員法の一部
を改正する法律におきまして、当初
の法案では、同様の内容の規定があり
ましたところ、国会における御審議の
後その部分が削除されたのでありまし

て、その結果といたしまして、裁判所
の職員と一般公務員との間に取扱いの
不均衡を生ずることとなりますので、
この際右の附則第三項を削除いたすこ
とにいたしましたのであります。

最後に、檢察審査会法に関する改正
について申し上げます。檢察審査会事
務官は、裁判所事務官の中から命ぜら
れることになつておるのであります
が、ただ今申し上げました通り、前回
会におきまして、裁判所職員定員法の
一部が改正され、裁判官以外の裁判所
職員の定員が縮減されましたので、こ
れに伴ひまして今回檢察審査会法の関
係規定についてこれが調整をいたすこ
ととした次第であります。

以上、この法律案の内容につきまして
概略御説明いたしました。何とぞよろ
しく御審議のほどお願いいたします。

ただいま議題となりました平和條約
の実施に伴う民事判決の再審査等に関
する法律案の提案理由を御説明申し上
げます。

この法律案は、平和條約第十七條(b)
項の裁判の再審査に関する規定のう
ち、民事判決に関する部分及び議定書
C2項の規定の実施に必要な措置を講

ずることを目的とするものでありま
す。

まず民事判決の再審査であります
が、御承知の通り、平和條約第十七條
(b)項によりますと、日本国政府は、連合
国人を原告または被告として日本国の
裁判所が行つた裁判において十分な陳
述をすることができなかつた場合に
は、その裁判を再審査するための措置
をとり、当該連合国人が右の裁判の結
果損害を受けた場合には、その者を裁
判前の地位に回復するかまたはそれぞ
れの事情のもとにおいて公正かつ衡平
な救済が與えられるようにしなければ
ならないことになつておるのでありま
す。この法律案におきましては、この
再審査をわが民事訴訟法の再審査の方
法によつて行うこととするともに、再
審査の結果による地位の回復または救
済については原則的規定を設けること
にいたしました。すなわち、連合国人が
日本国と当該連合国との間に平和條約
が効力を生ずる日までに終局判決の言
い渡しを受け、その判決が昭和十六年
十二月八日以後に確定した場合であつ
て、当該連合国人が、同日以後日本と
当該連合国との間に平和條約が効力を
生ずる日までの訴訟手続において、原
告または被告として申立て、主張、立
証等事件について十分な陳述ができな
かつたときは、その連合国人は日本と
当該連合国との間に平和條約の効力
が生じた日から一年内に限り、その判
決に対し民事訴訟法に定める再審査の訴
をもつて不服を申し立てることができ
ることとしたし、また、この再審査の訴
えにおいて再審査の事由が認められ、か
つ、連合国人が原判決の結果損害を受

けていたときは、国はその者を原判決
前の地位に回復するかまたはその者に
対しそれらの事情を考慮して公正衡
平な救済を與える責めに任ずることを
明らかにいたしましたのであります。なお、
地位の回復または救済の手続につきま
しては、連合国人を当事者とする訴訟
事件の事実等をも考慮して、別に法律
で定めることとしたしております。

次に議定書のC2項によりますと、
手形、小切手等の流通証券の引受また
は支拂いのための呈示期間、拒絶証書
作成期間等の期間が戦争中に経過し、
かつ、当事者が戦争中に呈示等をしな
かつた場合には、平和回復後呈示等の
行為ができるようにするため、平和條
約の効力発生の日から三箇月以上の期
間が與えられなければならないことに
なつておりますので、この法律案は、
ヴェルサイユ條約実施の際におけるわ
が国の先例等をも参酌の上、この期間
を六月と定めました。

以上この法律案の内容につきまして
概略御説明いたしました次第でありま
す。

次に平和條約の実施に伴う刑事判決
の再審査等に関する法律案の提案理由
を御説明申し上げます。

この法律案は、民事判決の再審査等
に関する法律案と同様平和條約第十七
條(a)項に基づくものでありまして、刑事
判決の再審査等について必要な措置を
講ずることを目的とするものでありま
す。すなわち、連合国人が日本国の裁
判所で行つた判決が日本国と当該連
合国との間に平和條約が効力を生ず
る日までに確定した場合において、その
連合国人がその間の訴

訟手続において被告人として事件につ
いて十分な陳述ができなかつたとき
は、日本国とその連合国との間に平和
條約が効力を生じた日から一年内にそ
の判決に対して、その連合国人の利益
のために、再審査の請求をすることがで
きることにいたしましたのであります。

この法律に基いて救済を與えるため
の手続としては、刑事訴訟法に定めら
れております再審査の手続を利用するの
であります。正式な再審査の審判に入
ります前に十分な陳述をしなかつたこ
とが原判決に及ぼす影響の有無につ
いて審査する段階を設けて、原判決に影
響を及ぼすと認めらるべき相当な理由
がある場合に限りて再審査の開始決定をし
て審判することとしております。

次に、この法律による審判につきま
しては、一般の場合とは異なる特則を
設けております。この法律に規定して
あります事件については審理して判決を
言い渡しますのは、以前の裁判におき
まして十分な陳述のできなかつたこと
が判決にどの程度の影響を及ぼしたか
を明らかにすることが目的であります
が、もし、現在の事実と法令に基いて
審判しますと、刑の廃止、大赦または
時効完成によりまして免訴の判決を言
い渡さなければならぬ場合が大部分
となるおそれがあります。それではこ
の裁判をする目的を達することができ
ませんので、原判決当時の事実及び刑
罰法令に基いて審判することとしたし
ております。

このようにして審判しました結果、
連合国人が原判決によつて損害を受け
たことが明らかにしたときは、国
は、その者を原判決前の地位に回復す
るかまたはその者に対してそれらの

事情のもとにおいて公正かつ衡平な救済を與えるのでありまして、その地位の回復または救済の手続について別に法律で定めることといたしておりま

す。以上この法律案の内容につきまして概略御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことを切にお願いいたす次第であります。

○佐藤委員長 以上をもつて各案に対する政府の提出の趣旨説明を終ります。

なおこれらの各案に対する質疑は次会に譲ることにいたします。本日はこの程度にとどめ、次の会議は追つて公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会